

七	午前十五分午後十五分休憩時間ハ効力ヲ停止スルコト
六	衛生設備ヲ徹底的ニ整フベキコト
五	工場内ニ於テ合理的組合ヲ承認スベキコト
四	男工ノ寄宿舎ヲ設置スルコト
三	去年一年ニ於テ日給ノ割増給スベキコト
二	忠告争議ニ付解雇者ヲ一人モ出サナイコト
一	ナ
解決事項	
一 臨時休業二日以上ニ涉ルトキハ三日目ヨリ手待日當トシテ日給又ハ日給ノ半額ヲ支給ス、請負者ニ就テハ日給時間ヲ以テ	